

令和3年度 秋季一般入学者選抜  
法律科目試験  
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は7枚綴り、問題は片面に印刷されています。  
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
  - (1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
  - (2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄、右欄、第2面の左欄、右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配布することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒、青、ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、携帯用鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。ラインマーカー、下敷きは使用できません。時計のアラーム、携帯電話等は電源を切ってください。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
10. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
11. 問題冊子は持ち帰ってください。

## 目 次

憲 法	.....	1
民 法	.....	2
刑 法	.....	4

## 憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。なお、「判決又は決定も違憲審査の対象になるかどうか」については論じなくてよい。(配点：50)

### 【事実】

20××年の参議院議員選挙に立候補したYは、自らのSNS上において、対立候補であるXがZ県知事在職中に企業から賄賂を受領していたというコメントをし、それが新聞に掲載された。Xはそれが事実と反し名誉毀損にあたると考え、YにSNS上で謝罪するように求めた。しかし、Yはこれを拒否した。そこでXは、YにSNS上で謝罪することを求める請求を裁判所に行った。

一審は、「当該コメントは真実に反しており、Xの名誉を傷つけてしまいました。ここに陳謝の意を表します」という謝罪文をSNS上に投稿するようにYに命じ、控訴審もこの判断を認容した。これに対してYは、謝罪を強制する判決がYの憲法上の権利を侵害すると考えており、最高裁ではその点を争う予定である。

### 【出題趣旨】

本問は、謝罪文の強制が思想良心の自由の侵害にならないかどうかを問うものである。①思想良心の自由の内容および射程、②謝罪文が思想良心の自由を制約する程度、③強制の方法と思想良心の自由との関係などについて論述できているかどうかを判断する。なお、SNSと表現の自由との関係や名誉権についても論じた場合には内容に応じて加点する。

民法
----

次の【事実】を踏まえて以下の各設問に解答しなさい。

【事実】

Aは、自動車販売業を営むBから甲という種類の新車を一台購入した。代金は200万円であった。他方、Bは、同時期に他の顧客Cに対して乙という種類の新車の販売契約を締結していた。乙は、甲と類似するが、内装が簡素なため、代金は150万円であった。ところが半年後、Bは、重過失から、間違ってAに対して乙を登録・納車してしまい、200万円の代金支払も受けた。しかし納車翌日、AB双方がその間違いに気付いた。

Dは、Bと同様に自動車販売業者であり、Eに対して新車甲一台を売却した。代金はやはり200万円であった。他方、Dは、同時期に他の顧客Fに対して丙という種類の新車の販売契約を締結していた。丙は、甲と類似するが、内装が高級なため、代金は250万円であった。ところが半年後、Dは、重過失から、間違ってEに対して丙を登録・納車してしまい、200万円の代金支払も受けた。Eも当初はその間違いに気付かず、登録・納車された丙を甲だと思って通勤に利用していた。ところが、間もなく、Dが間違いに気付き、Eにそのことを伝えた。

Dは、自動車販売業を営む傍ら、画廊も経営していた。Gは、画廊で画家Hの作品丁を気に入り、Dからそれを購入した。丁は8号サイズの油絵であり、代金は9万円であった。他方、Dは、同時期に他の顧客Iに対してやはりHが描いた<sup>戊</sup>という油絵の売買契約を締結していた。戊は、丁と類似するが、12号サイズと大きいため、代金は12万円であった。ところが一週間後、Dは、重過失から、間違ってGに対して戊を納品してしまい、9万円の代金支払も受けた。Gも当初はその間違いに気付かず、戊を丁だと思って自宅に飾っていた。ところが、間もなく、Dが間違いに気付き、Gにそのことを伝えた。

〔設問1〕（配点：10）

Aは、甲の引渡しを請求したい。Bからありうる反論を踏まえて、その成否を論じなさい。

〔設問2〕（配点：30）

Dは、丙の返還を求めたい。それに対し、Eは、そのまま丙を保持し続けたい。Dの主張とそれに対するEの反論をふまえて、DEの法律関係を論じなさい。

〔設問3〕（配点：10）

DEの契約とDGの契約とは、目的物が自動車か絵画かという違いがあるだけでない。当事者が契約成立時に着目したのは物の種類かそれとも物の個性かという違いがあり、DEの契約は種類売買であるのに対してDGの契約は特定物売買である。その違いは、DのEに

対する丙の返還請求とDのGに対する戊の返還請求の成否に影響を与えるか、検討しなさい。

**【出題趣旨】**

債権総論（債権の効力・弁済）と債権各論（売買・不当利得）にわたる分野の基礎的事項を正確に理解しているか否かを問う趣旨である。具体的には、売買目的物とは異なる物が弁済として給付された場合において、弁済の効力が生じるのか否か、生じないとすれば不当利得による返還請求ができるか否か、他方で、売買目的物とは異なる物が引き渡されたことは、民法562条1項の契約不適合給付に当たるのか否か、当たるとすれば、買主の追完請求権は発生するのか否か、追完請求権発生が民法703条の「法律上の原因」に当たるのか否か、さらに、それらの問題は、売買が種類売買か特定物売買かで差異をもたらすのか、を論じることが求められている。

**刑法**

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：50）

**【事実】**

1 甲（45歳）は、指導員が受講生に1対1で指導することで人気のあるスキューバダイビング（圧縮空気ボンベを身に付けて行う潜水）のスクール（訓練施設）で、ベテランの指導員として働いている。甲のいるスクールのダイビング実習は、水の流れが比較的速い海域で行うので、指導員と受講生とは互いに見失うことがないように、それぞれ腰に巻いたベルトを長さ10mのロープで繋いで潜る。

A（23歳）は、スキューバダイビング訓練の修了認定証をもっていると、海水浴場の監視員としての報酬が高くなることに加え、交際相手にも自慢できると考えて、甲のいるダイビング・スクールで修了認定証を取るまで訓練を続けようと頑張ってきた。Aが受講している標準コースでは、通常3回の実習を経れば修了できることになっており、Aも3回で修了可能なのであるが、入学以来Aの指導をしている甲は、Aには実習を6回行わせようと考えた。Aは身体能力、知的能力ともに優れているのだが、話し方が子どもっぽいことから、甲は「他の受講生よりも多目に実習をさせて、その分の受講料（1回1万円。その30%を、担当指導者が受け取ることになっている。）を余計に取ることができるのではないかと考えたのである。3回目の実習が終わったとき、甲はAに対して「あと3回の実習で、修了だ。頑張ろうな」と話し掛けた。すると、甲を尊敬していたAは喜んで「はい、頑張ります」と答え、その後さらに3回の実習を受け、そのたびにスクール受付で受講料1万円を支払った。

2 全体で6回目、最終回となる実習の日。甲とAが実習場となる海に向かう途中、Aは甲に「先生。この前聞いたんですけど、普通は潜水実習3回で認定証が貰えるそうじゃありませんか。どうして僕だけ、6回なんですか」と尋ねた。甲は海に入る直前に、思わず「それは、お前が鈍臭い\*からだよ」と、つい本音を言ってしまった。続いてAも海に入ったが、甲の言葉には耳を疑った。そして、「そんな差別的な言い方をすると、何と云うことだろう」と悲しくなったAは、海底から拳大の石を何個か拾って、甲に向けて投げ付け始めた。尊敬してきた甲から言われただけに、落胆も激しかったのである。

もとより海中であるから、石が甲に当たるほど近くまで到達するわけではない。しかもAは、相当に抵抗のある海中で石を投げる動作をして、かなり疲れて、徐々に息が荒くなってくるのがわかった。「悪いことをしてしまったな」と感じた甲が「すまん、すまん」という表現のつもりでAに見えるように手のひらを振ると、かえってバカにされたように感じ

たAは、今度は海底から<sup>もり</sup>銚<sup>※※</sup>を拾って、甲に向けて突き出して来た。

この銚は、数週間前に観光客が釣り船から海中に落としたものであった。しかし先端の刃が甲の身体や、空気ボンベとマウスピースを繋ぐパイプに当たったりすると、甲の生命に危険が生じかねない。しかも、Aは、悔しさのあまり甲と自分とを繋いでいるロープをたぐり寄せて、甲が逃げられないようにしたうえで、銚を甲に向けて突き出し、ついには投げ付けようとしたのである。銚は古いものではないから、刃がキラキラと光っており、甲にとってはかなり危険な状況になった。

甲がAの様子を見てみると、銚を甲に突き出してくる回ごとに——2回目は1回目より、3回目は2回目より——明らかに勢いが弱くなってきて、Aが体力もボンベの空気も使い果たしつつあることがわかった。甲は、急いで二人で海面まで浮上すれば、Aの体力を温存することができる考えたが、Aが銚で突いてくるかもしれないから、かなり勇気と技術が必要である。Aに銚を手放させることも、甲には難しく思えた。そこで甲は、自分から反撃したり制止したりしなくても、間もなくAは酸欠状態に陥って意識を失い、攻撃することもできなくなるだろうと考え、何もしないでAの動きを観察することにした。

3 数分後に、Aは酸素が不足して意識を失った。Aが危険な状態にあると考えた甲は、Aとの間のロープを引きながら海面に浮上し、スクールの同僚の応援を得てAをスクールまで連れて行った。そこで人工呼吸と心臓マッサージの措置を受けたAは、息を吹き返したが、1ヶ月経った時点でも意識は戻っていない。

※ 鈍臭い：鋭敏でないこと。否定的・攻撃的なニュアンスを含む言い方である。

※※ 銚：木製の棒の先に<sup>とが</sup>尖った金具を付けた、ヤリのような漁具

### 【出題趣旨】

本来不要な受講料の支払いをさせた行為については、詐欺行為、交付の有無にとって重要な事項に関する錯誤、交付行為など、詐欺罪の成立要件について、正確な理解と適用ができるかを評価する。

Aが空気と体力を使い果たすことを敢えて放置した行為については、まずは不作為犯としてどのような構成をすることができるか、罪名、作為義務、結果に至る因果関係などについて、適切な判断ができるかを評価する。さらに、上記行為がAからの攻撃を受けて、自己の生命・身体を保護するために行われたことに関して、どのような法律構成と適用をするこ

とができるか、例えば正当防衛として構成するならば、急迫・不正の侵害の有無、防衛の意思、防衛行為の相当性などについて、適切な判断をすることができるかを評価する。